

## 福島県再生可能エネルギー部品サプライチェーン調査事業業務委託 仕様書

### (適用範囲)

第1条 本仕様書は、本年度実施する「福島県再生可能エネルギー部品サプライチェーン調査事業」(以下、「本業務」という。)に関する業務の委託に適用する。

2 本業務の処理は、委託契約書に定めるもののほか、すべて仕様書に基づいて行うものとする。本仕様書に明記のない事項であっても、本業務処理に当然必要と認められる事項については、委託者の指示により、受託者の負担においてこれを処理するものとする。

### (業務目的)

第2条 「再生可能エネルギー先駆けの地」を目指す本県においては、再生可能エネルギーの導入拡大と併せて、関連産業の育成・集積を積極的に推進しており、また「福島新エネ社会構想」においても、本県で再生可能エネルギー関連産業の育成・集積を図り、新エネ社会のモデルを構築するとの方針が示されている。

また、国の「第7次エネルギー基本計画」では、2040年度のエネルギー需給の見通しの電源構成において、再生可能エネルギーを4～5割程度とし、再生可能エネルギーの主力電源化を徹底することが明記され、現状、海外依存度が高い再生可能エネルギー関連産業について、地域経済への波及効果も踏まえ、国内に強靱なサプライチェーンを構築し、産業競争力の強化を図ることが重要とされている。

そこで本業務では、風力発電システム、ペロブスカイト型太陽電池システムの2種類の再生可能エネルギー電源システムについて、詳細な部品構成とサプライチェーンの現状を調査し、国内外の産業構造や地域企業の参入機会を可視化することで、今後の本県における産業施策立案等の基礎資料とすることを目的とする。

### (業務内容)

第3条 受託者は、以下の業務を行うこと。

#### 【対象とする再生可能エネルギー電源システム】

- 風力発電システム
- ペロブスカイト型太陽電池システム

#### 1 再生可能エネルギー電源システムの調査報告書(2電源分)の作成

調査報告書の作成に当たって、以下(1)～(9)の内容を含むこと。

##### (1) 電源システムの部品リスト(100個程度)・樹形図の作成

対象の再エネ電源システムを構成する部品の全体構成について、構成部品ごとに行き渡る限り細分化したリスト及び樹形図を作成すること。なお、部品は100個程度を目途に列挙するものとする。

##### (2) 部品20個以上における主要製造メーカーリストの作成

(1) で列挙した部品リストの内、一定の選定基準（例：サプライチェーンの上位を占める部品、経済的に付加価値が高いと推定される部品等）に基づいて選定した部品 20 個以上について、主要製造メーカーを列挙してリストを作成すること。なお、部品の選定基準は、委託者・受託者協議の上、決定するものとする。

**(3) 部品市場への参入課題の列挙（5 個以上）**

部品市場への参入に必要な課題を 5 個以上列挙すること。

**(4) 日本国内の主要部品メーカーの列挙**

主要部品製造メーカーに対し、部品や部材を提供する日本メーカーを列挙すること。

**(5) 国内外サプライチェーンマップ**

(2) ～ (4) の内容を元に、国内外サプライチェーンマップを流れが分かるよう図で示すこと。

**(6) 部品別参入可能性評価表**

(5) の内容を元に、部品別参入可能性評価表に落とし込むこと。

**(7) 部品別参入戦略図**

(6) の内容を元に、参入可能性（横軸）×市場規模（縦軸）とした部品別の参入戦略図（マトリックス図）を示すこと。

**(8) 福島県内企業が受注可能な部品・部材リスト**

部品別参入可能性評価表から県内企業が受注できそうな部品や部材をまとめてリストを作成すること。

**(9) 福島県内企業の参入可能性・市場の魅力度の分析**

(1) ～ (8) の内容を元に、福島県内企業の参入可能性及び市場の魅力度について分析すること。分析結果を図で示すとともに、平易な文章で記載すること。

**2 「福島県内企業再エネ関連分野マトリックス表（仮称）」（2 電源分）の作成**

1 (1) ～ (9) の調査結果を踏まえ、部品に対して福島県内各企業が製造でき得る推定リストにまとめ、部品（縦軸）×県内企業（横軸）としたマトリックス表を作成すること。掲載する県内企業は「福島県再生可能エネルギー関連産業推進研究会」及び「福島県ものづくり企業データベース『ふくしま MonoX（モノックス）』」から選定し、次の地区（会津、県北、県中、県南、相双、いわき）に分けて整理すること。

**(提出書類)**

第 4 条 受託者は、業務委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を委託者の指示する日までに提出しなければならない。なお、その他必要な書類については、委託者及び受託者の協議の上決定する。

(1) 委託業務着手届（別記第 1 号様式）

※ 委託業務着手届には、本業務の統括責任者を明示するとともに、本業務に係る実  
施行程表及び実施体制図を任意様式にて添付すること。

(2) 委託業務完了届（別記第2号様式）

(3) 成果品（詳細については後述）

### （成果品）

第5条 業務委託契約書第10条第1項に定める成果品として、以下のものを指定された  
期日までに、委託者の指定する担当者に提出すること。

報告書については、内容及び体裁について予め十分な時間をとって県と協議しその承  
認を受けて作成すること。また、電子媒体で提出するものについては、Microsoft Word、  
Excel、Power Point あるいはPDF形式で作成し、格納媒体はCD-Rとすること。

(1) 委託業務実績報告書（別記第3号様式）

(2) 調査報告書（詳細については以下のとおり）

ア 報告書（A4判簡易製本）：紙1部及び電子媒体（PDF形式）

※ しおり機能で目次を作成すること。

※ 報告書本文中の参考文献番号と記載の参考文献番号とのリンクを貼ること。

イ 概要書：電子媒体

※ 編集可能な電子媒体で作成すること。

(3) 福島県再エネ関連分野マトリックス表（仮称）：電子媒体

※ 編集可能な電子媒体で作成すること。

### （契約に関する条件等）

第6条 受注者は、本契約中に知り得た情報を他に漏洩してはならない。

受託者は、本契約の全部又は一部を予め県の承認を得ることなく第三者に委託してはな  
らない。

再委託を承諾された場合であっても、受注者が負担する義務と同等の義務を当該再委  
託先に負わせるものとする。

### （関係機関との協議）

第7条 受託者は、受託業務の遂行に当たって必要とする資料の収集に際し、関係機関の  
協力を得る場合は、あらかじめその旨を委託者に連絡した上でこれを行わなければなら  
ない。

### （疑義についての指示）

第8条 受託者は、受託業務の遂行に関し、本仕様書の内容に疑義が生じた場合は、遅滞  
なく委託者の指示を受けるものとする。

### (作業等の打合せ)

第9条 本事業の実施に当たって、委託者及び県の再生可能エネルギー関連産業育成・集積機関「エネルギー・エージェンシーふくしま」と十分に調整・協議すること。打合せは、業務着手時、進捗状況報告（月1回程度）、納品時を基本とし、委託者・受託者協議の上、実施すること。進捗状況報告時は、委託者、受託者、エネルギー・エージェンシーふくしまの3者で協議すること。

### (その他)

第10条 成果品は全て委託者の所有とし、委託者の承諾を受けずに他に公表、貸与、使用してはならない。

2 受託者は、委託者から資料の貸与を受けた場合、紛失、汚染等しないように注意して保管するものとし、委託者の承認を受けずに公表、貸与、使用してはならない。

3 受託業務に関連する書類・領収書等は、委託事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から5年間保存するものとする。

4 本業務の実施に当たり、不明な点や変更点、本仕様に定めのない事項、疑義が生じたときは、委託者・受託者協議の上、決定するものとする。